

施工体制台帳等の記載ガイドライン

- 1 施工体制台帳について・・・・・・・・・・・・・・・・P1～5
- 2 施工体系図について・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 3 工事現場に配置する技術者について・・・・・・・・P7～9
- 4 各様式の記載例について・・・・・・・・・・・・・・・・P10
 - (1) 施工体制台帳・・・・・・・・・・・・・・・・P11～14
 - (2) 再下請負通知書・・・・・・・・・・・・・・・・P15、16
 - (3) 施工体系図・・・・・・・・・・・・・・・・P17、18

《関係法令》

- ① 『建設業法』
- ② 『入 契 法』・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ③ 『約 款』・・・さいたま市建設工事請負契約基準約款
- ④ 『共通仕様書』・・・さいたま市土木工事共通仕様書、さいたま市建築工事特別共通仕様書
さいたま市電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書

令和5年4月

さいたま市建設局技術管理課

1 施工体制台帳について

施工体制台帳については、平成 27 年 4 月から、公共工事の受注者である建設業者が下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず当該建設業者に対し、施工体制台帳の作成及び工事現場への備え置き、発注者へ写しの提出が義務付けられています。(建設業法第 24 条の 8 第 1 項、入契法第 15 条第 1 項・第 2 項)

加えて、建設業法及び入契法の一部を改正する法律(令和元年法律第 30 号)、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(令和 2 年国土交通省令第 69 号)等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされました。

施工体制台帳とは・・・

施工体制台帳は、下請・孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳のことをいいます。

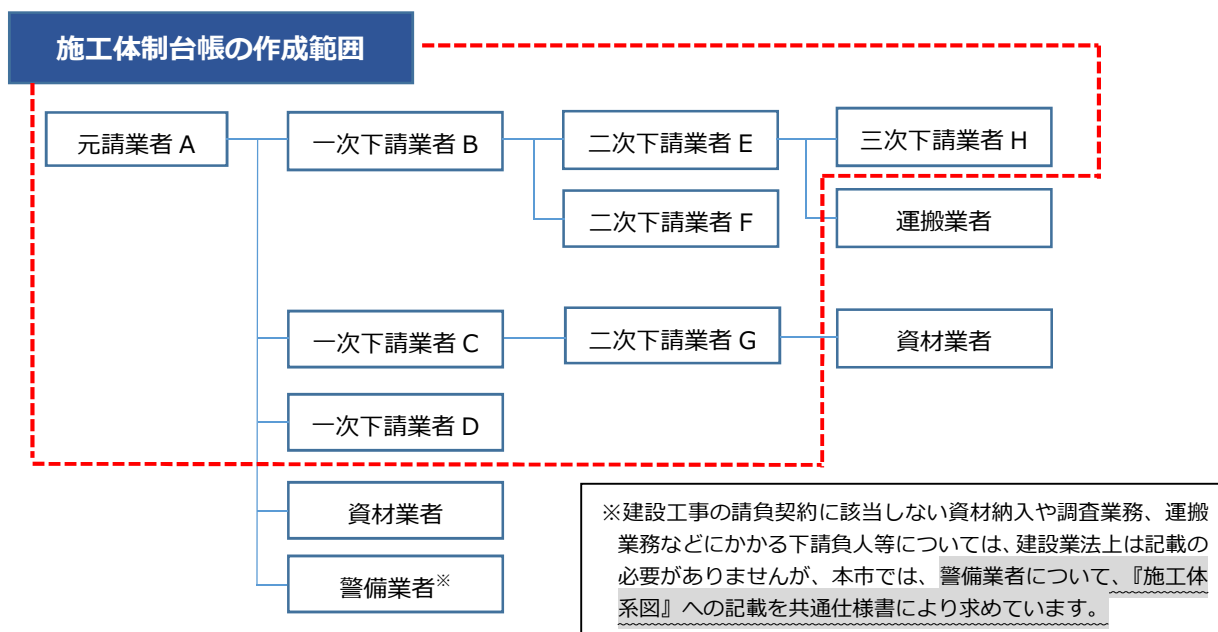
施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

- ① 品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ② 不良・不適格業者の参入、建設業法違反(一括下請負等)
- ③ 生産効率低下の原因にもなる安易な重層下請

を防止しようとするものです。

1-1 施工体制台帳記載の下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人(無許可業者を含む。)を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

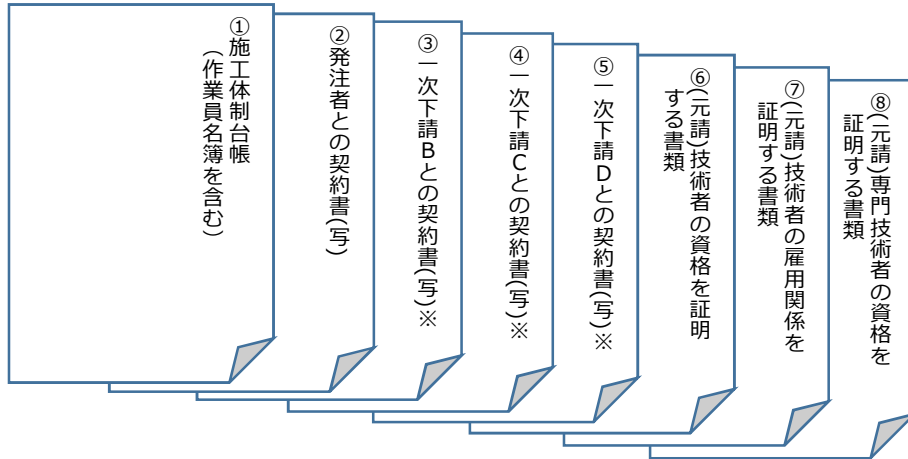


1 - 2 施工体制台帳の構成

- ① 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ② 再下請負通知の記載事項と添付書類

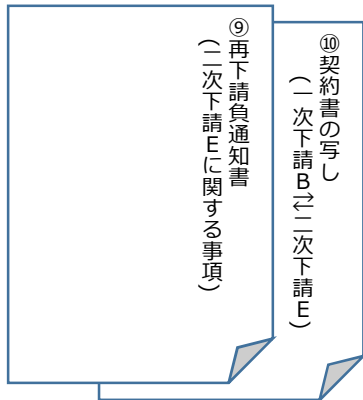
【元請業者 A 作成分】

※契約書（写）は、表紙だけでなく全てを添付

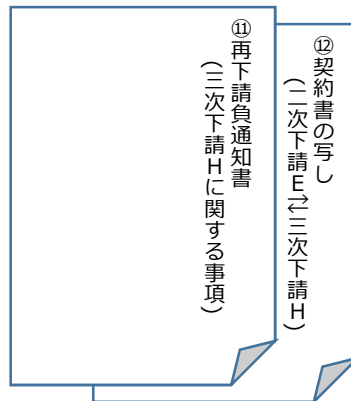


【一次下請 B 関係】

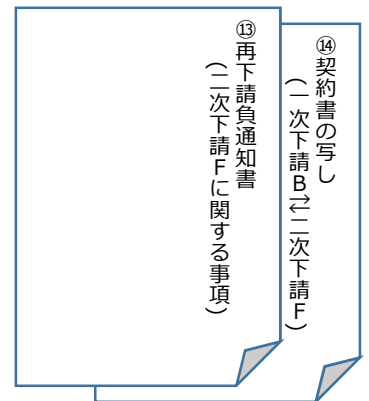
○一次下請 B 作成分



○二次下請 E 作成分

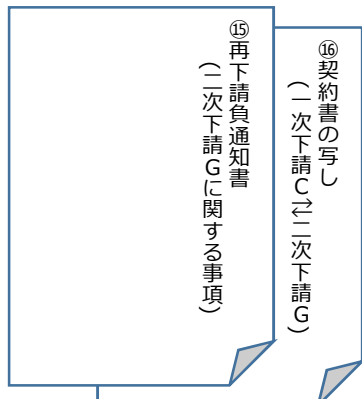


○一次下請 B 作成分

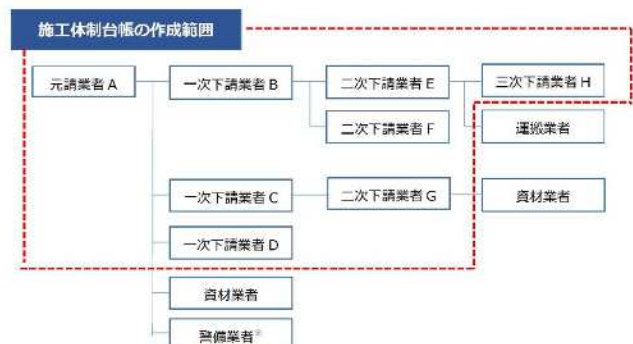


【一次下請 C 作成分】

○一次下請 C 作成分



『施工体制台帳の作成範囲』に記載されている、一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者Hについては、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務はありません。



1 - 3 施工体制台帳の記載内容

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況、外国人技能実習生等の従事者の状況などを記載しなければなりません。(建設業法施行規則第 14 条の 2 第 1 項)

○施工体制台帳の記載内容

<元請負人に関する事項>

- ① 建設業許可(全ての許可業種)
- ② 建設工事の名称・内容・工期
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 配置技術者の氏名と資格内容
- ⑤ 外国人技能実習生等の従事者の状況
- ⑥ 建設工事従事者に関する事項

<一次下請負人に関する事項>

- ① 施工に必要な建設業許可
- ② 下請契約した工事の名称・内容・工期
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 配置技術者の氏名と資格内容
- ⑤ 外国人技能実習生等の従事者の状況
- ⑥ 建設工事従事者に関する事項

1 - 4 再下請負通知書と記載内容

建設業者は、作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対して、「作成建設業者の称号又は名称」、「下請負人が再下請負をした場合、再下請負通知を行わなければならないこと」、「再下請負人通知書を提出すべき場所」を記載した書面を通知しなければなりません。また、記載した書面を工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。(建設業法第 24 条の 8 第 2 項・第 4 項)

○再下請負通知書の記載内容

<再下請負する下請負人に関する事項>

- ① 建設業許可番号
- ② 元請負人と契約した工事内容
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 配置技術者の氏名と資格内容
- ⑤ 外国人技能実習生等の従事者の状況
- ⑥ 建設工事従事者に関する事項

<再下請負人に関する事項>

- ① 施工に必要な建設業許可業種
- ② 下請契約した工事内容
- ③ 健康保険等の加入状況
- ④ 配置技術者の氏名と資格内容
- ⑤ 外国人技能実習生等の従事者の状況
- ⑥ 建設工事従事者に関する事項

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 24 条の 8 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所

1 - 5 施工体制台帳の添付書類

〈元請の場合〉

- ① 発注者との請負契約書
 - ・作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
 - ② 下請負人との請負契約書
 - ・下請負人との契約書の写し（注文書・請書及び基本契約約款等の写し）
 - ③ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（専門技術者）関係
 - ・主任技術者が資格を有することを証する書面（学校及び学科を修めたことを証する学校の証明書、実務の経験を証する使用者の証明書、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等の写し）
 - ・監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面（監理技術者資格者証の写し）
 - ・監理技術者補佐が監理技術者補佐資格を有することを証する書面（技術検定合格証明書の写し）
 - ・主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証等、又は監理技術者資格者証の写し）
 - ・専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用関係を証する書面（上記同様）
- ※ 法令上の義務はないが添付することが望ましい書類
- ・監理技術者講習終了証の写し

〈下請の場合〉

- ① 再下請負人との請負契約書
 - ・再下請負人との契約書の写し（注文書・請書及び基本契約約款等の写し）
- ※ 法令上の義務はないが添付することが望ましい書類
- ・下請負人の建設業許可通知書の写し、下請負人の主任技術者の資格を有することを証する書面、下請負人の主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し

建設業における社会保険等への加入促進について

本市では、建設工事に係る公平性の確保及び公共工事の担い手の中長期的な確保の推進のため、次のとおり、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。）の加入促進に取り組んでいます。

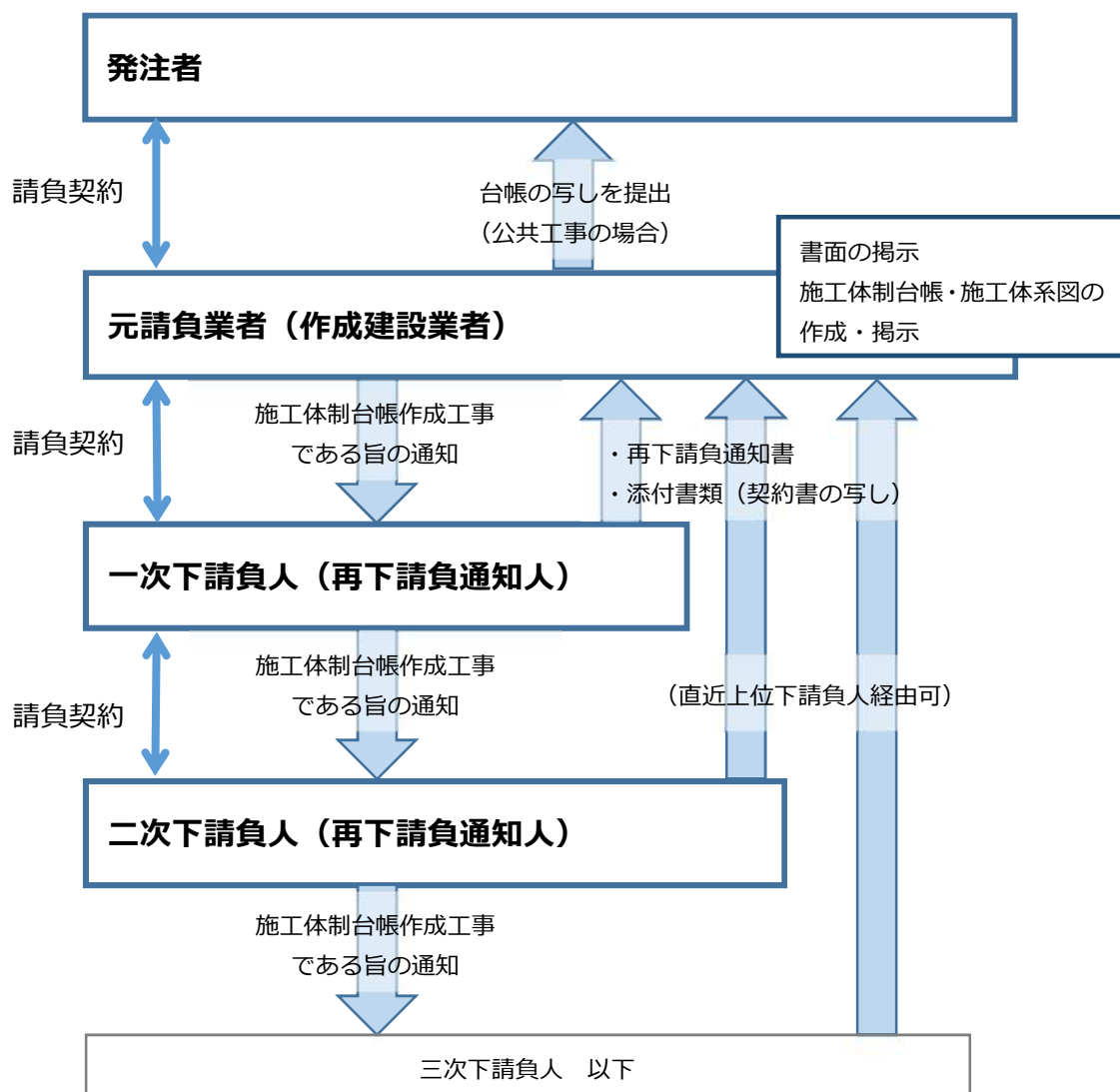
- ① 元請業者の入札参加資格者名簿への登載は、「社会保険等に参加していること」を条件としています。
- ② 元請業者は、下請契約の相手方を、社会保険等に参加していない建設業者としてはならないこととしています。（約款第7条の3）

｜ 注意事項 ｜

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律（令和元年法律第9号。）により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者等記号・番号について、健康保険事業又はこれに関連する事務の執行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制度」の規定が施行されました。これにより、技術者確認において保険証の写しを求める際には、あらかじめ相手方に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しを受ける必要があります。



1 - 6 施工体制台帳の作成手順



○元請負業者の役割

- ・一次下請負人に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨の通知
- ・工事現場の見やすい場所に『施工体制台帳作成工事』である旨が記載された書面の掲示
- ・再下請負通知書を添付又は下請負人から提出された再下請負人通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法により、施工体制台帳及び施工体系図を整備

○一次下請負人の役割 (二次下請を締結した場合)

- ・作成建設業者 (元請) に対し、再下請負通知書を提出
- ・二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知

○二次下請負人の役割 (三次下請を締結した場合)

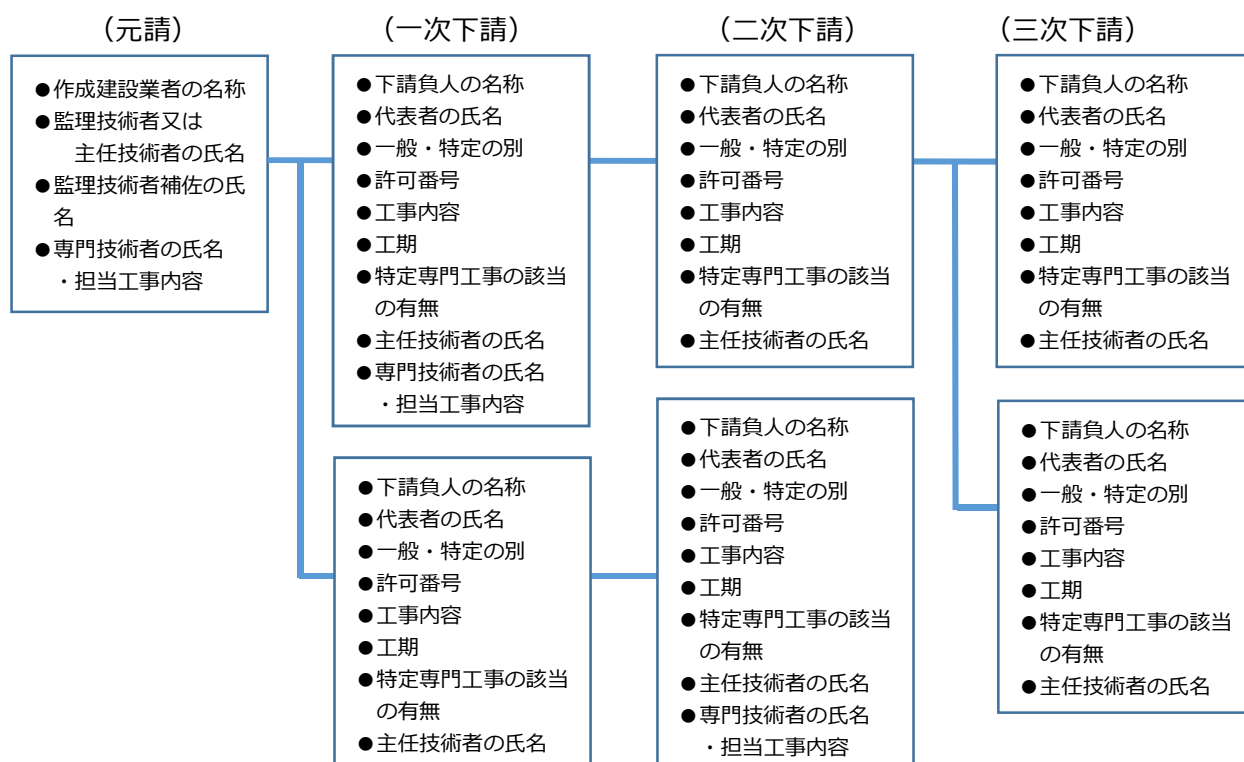
- ・作成建設業者 (元請) に対し、再下請負通知書を提出 (一次下請負人経由可)
- ・三次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知

※三次下請以下の場合は二次下請けに関する記載を読み替えてください。

2 施工体系図について

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

施工体系図のイメージ



注1) 下請負に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。したがって、

工事の進行により表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図を変更してください。

注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り、設置が義務付けられています。

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の技術者をいいます。

施工体系図の掲示場所

公共工事については、入契法第15条第1項により、見やすい掲示場所を次のとおり義務付けています。

- ① 工事現場の工事関係者が見やすい場所
- ② 公衆の見やすい場所

3 工事現場に配置する技術者について

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。

現場代理人（約款第 10 条第 2 項）

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りを行うほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人です。なお、現場代理人は、工事現場への常駐を求めています。条件によっては、合計で 2 件までの工事で兼務を認めています。

※参照：現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領



主任技術者（建設業法第 26 条）

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

※500 万円未満（建築一式工事にあつては 1,500 万円未満）の工事であっても建設業者（許可業者）であれば、主任技術者の配置が必要です。

監理技術者（建設業法第 26 条）

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ、4,500 万円（建築一式の場合は 7,000 万円）以上の下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければなりません。

ただし、監理技術者補佐^{注1)}を置いた場合は、監理技術者は 2 現場の工事現場数を兼務することができます。

※参照：監理技術者制度運用マニュアル

or

注 1) 監理技術者補佐は、主任技術者で監理技術者の職務に関する基礎的な知識や能力を持つと認められる者と規定されています。（技師補制度のうち、1 級の技師補の資格を持つ者。）

技術者の資格一覧表

許可を受けている業種	指定建設業（7 業種） 土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他（左記以外の 2 2 業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	4,500 万円 ※1 以上	4,500 万円 ※1 未満	4,500 万円 ※1 以上は契約できない	4,500 万円 以上	4,500 万円 未満	4,500 万円 以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐	主任技術者	監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐	主任技術者 (特定専門工事の下請負人は配置不要)	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者 ③一級技師補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者（3 年又は 5 年） ③実務経験者（10 年）	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者 ③一級技師補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者（3 年又は 5 年） ③実務経験者（10 年）	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、請負金額が 4,000 万円 ※2 以上となる工事 監理技術者・特定専門工事以外の主任技術者配属される全ての工事 監理技術者補佐・特定専門工事の主任技術者				
	監理技術者資格者証の必要性	現場専任が求められる工事で必要（監理技術者・特例監理技術者のみ）	必要なし	現場専任が求められる工事で必要（監理技術者・特例監理技術者のみ）	必要なし	

※ 1 : 建築一式工事の場合 **7,000 万円** ※ 2 : 建築一式工事の場合 **8,000 万円**

《補足》 専門技術者の配置について

土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれているときは、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。（建設業法第26条の2第1項）

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、次のいずれかを選ばなければなりません。

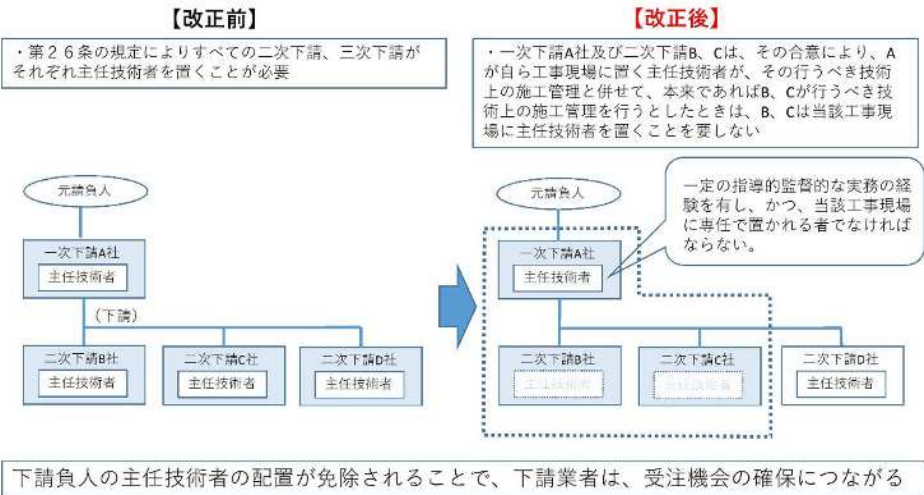
- ① 元請として配置する一式工事の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が、その専門工事に関する主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる。
- ② 元請として配置する一式工事の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する。
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請けする。

なお、専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（特定専門工事）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとなり、下請負人の主任技術者の配置が免除されます。（建設業法第26条の3）

特定専門工事の対象となる建設工事は、下請代金の合計額が4,000万円未満の鉄筋工事及び大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事です。（建設業法施行令第30条）

参考) 主任技術者の配置義務の合理化について

特定専門工事において、元請が設置しなければならない主任技術者が下請の主任技術者の職務を行うことができる。その場合、下請は主任技術者の設置が不要。



※ 監理技術者の配置が求められる工事の元請においてこの規定は適用されません。

○建設工事の種類一覧（全 29 種類）

建設工事の種類（建設業法別表第一上欄）			
1	土木一式工事	15	板金工事
2	建築一式工事	16	ガラス工事
3	大工工事	17	塗装工事
4	左官工事	18	防水工事
5	とび・土工・コンクリート工事	19	内装仕上工事
6	石工事	20	機械器具設置工事
7	屋根工事	21	熱絶縁工事
8	電気工事	22	電気通信工事
9	管工事	23	造園工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	24	さく井工事
11	鋼構造物工事	25	建具工事
12	鉄筋工事	26	水道施設工事
13	舗装工事	27	消防施設工事
14	しゅんせつ工事	28	清掃施設工事
		29	解体工事

参考）共同企業体（JV）の施工体制台帳について

共同企業体（JV）は、建設業者が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設業者が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体であり、共同企業体そのものは法人格を持たず、建設業の許可を持っていません。

そのため、施工体制台帳や施工体系図の作成等については、共同企業体の形態の違いに応じて作成者や記載対象に違いがあります。

【共同企業体の形態】

特定共同企業体	経営共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定 JV の対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格審査申請時に経常 JV として結成し、単体企業と同時に、一定期間、有資格業者として登録される。

【共同企業体の施工方式】

甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。
通常、代表構成員が監理（主任）技術者を設置し、施工体制台帳の作成等を行う。施工体制台帳に記載が必要な建設業者等の範囲は、工事の施工に係る全ての建設業を営む者。その他の構成員も施工体制台帳等への記載の対象。	分担された工区ごとに、当該工区の施工の責任を持つ構成員が監理（主任）技術者を設置し、施工体制台帳の作成等を行う。施工体制台帳に記載が必要な建設業者等の範囲は、当該分担工事の施工に係る全ての建設業を営む者。

4 各様式の記載例について

《参考様式集・作成例》

- (1) 施工体制台帳 . . . P11～14
- (2) 再下請負通知書 . . . P15、16
- (3) 施工体系図 . . . P17、18

年 月 日

施工体制台帳 (作成例)

施工体制台帳を作成又は
変更した年月日を記入

作成建設業者の**商号名称**とこの工事を
担当する**事業所名**を記入

[会社名・事業者ID] ○○建設株式会社
[事業所名・現場ID] 同上

作成建設業者が受けている**許可を全て**
記入 (業種は略称でも可)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	土木・土工・舗装工事業	大臣(特定)知事 一般 第 12345 号	○○年 ○月 ○日
	工事業	大臣(特定)知事 一般 第 号	年 月 日

作成建設業者が発注者と締結した契約
しに記載された**工事名称**とその**工事と**
具体的内容を記入

工事名称及び 工事内容	○○街路築造工事 (土工一式 土工500m3、舗装工1,200㎡、雨水排水工150m、植栽工 高木80本)		
発注者名 及び 住所	〒330-0000 さいたま市○○区○○町○丁目○番地 さいたま市○○局○○部○○○○○○課		
工期	自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 3月 18日	契約日	令和 3年 6月 1日

作成建設業者が発注者と締結した**契約書**
に記載された**工期、契約日**を記入

発注者と**契約を締結**した作成建設業者
の**営業所**を記入

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	○○建設株式会社	さいたま市○○区○○町○-○
下請契約	同上	同上	

一次下請と**契約を締結**した作成建設業者
の**営業所**を記入

元請契約に係る営業所の名称及び下請
契約に係る**営業所の名称をそれぞれ**
記入

発注者が置いた**監督員**の氏名を記入
(※)

健康保険等の加入状況	健康保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外		
事業所 整理記号等	区分	元請契約	○○建設(株)	XXXXX	YYYYYYYY	ZZZZ-ZZZZZZ-Z	
	下請契約	同上	同上	同上	同上	同上	

一次下請を監督するために**作成建設業者**
が置いた**監督員**の氏名を記入 (※)

作成建設業者が置いた**現場代理人**の氏
名を記入 (※)

発注者の監督員名	さいたま 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	---------	------------	-----------

作成建設業者が置いた**監理(主任)技術者**
の氏名及び専任・非専任の別を記入

監督員名	浦和 次郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	与野 三郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専任 与野 三郎	資格内容	一級土木施工管理技士

作成建設業者が**監理技術者補佐**を置いた
場合、氏名を記入

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

作成建設業者が置いた**専門技術者**の氏
名を記入 (※)
専門技術者の**資格**を具体的に記入 (※)
例) 第一種電気工事士
実務経験 (指定学科3年・管工事)
実務経験 (10年・管工事) 等
専門技術者が**担当する工事内容**を具
体的に記入

専門技術者名	大宮 四郎	専門技術者名	監理(主任)技術者の資格を具体的に記入
資格内容	実務経験 (10年)	資格内容	
担当工事内容	とび・土工・コンクリート工事	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 (無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 (無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 (無)
--------------------	-------	-------------------	-------	-------------------	-------

(健康保険)
協会けんぽにあたっては**事業所の記号(7~8桁の数字)**を記入
健康保険組合にあたっては**組合名**を記入
(厚生年金保険)
事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入
(雇用保険)
労働保険番号(14桁の数字)を記入。継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入
注) 適用除外の場合は「-」を記入

1号特定技能外国人: 出入国管理及び難民指法定別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者
外国人建設就労者: 出入国管理及び難民指法定別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、**国土交通大臣が定めるもの**
外国人技能実習生: 出入国管理及び難民指法定別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者
当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

各保険の**適用を受ける営業所**について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

《下請負人に関する事項》

下請負人の商号名称及び所在地を記入	会社名・事業者 ID	△△土木株式会社	代表者名	△△ △△	
下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入	住所	〒330-△△△△ さいたま市△△区△△町△-△-△ (Tel:△△△△-△△△△-△△△△)			
下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入	工事名称及び工事内容	○○街路築造工事 (舗装工事1,200㎡)			
下請負人の受けている許可のうち、請け負った工事の施工に必要な業種に係る許可を記入	工期	自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 2月 18日	契約日	令和 3年 6月 30日	
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む	建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日	
		舗装工事業	大臣 特定(知事) 一般 第 6789 号	○○年 ○月 ○日	
請負契約に係る営業所の名称を記入	健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
(健康保険) 協会けんぽにあたっては事業所の記号(7～8桁の数字)を記入 健康保険組合にあたっては組合名を記入 (厚生年金保険) 事業所整理記号及び事業所番号を記入。 一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入 (雇用保険) 労働保険番号(14桁の数字)を記入。 継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入 注) 適用除外の場合は「-」を記入	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		△△土木株式会社	LLLL	MMMMMMMM	NNNN-NNNNN-N
(健康保険) 協会けんぽにあたっては事業所の記号(7～8桁の数字)を記入 健康保険組合にあたっては組合名を記入 (厚生年金保険) 事業所整理記号及び事業所番号を記入。 一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入 (雇用保険) 労働保険番号(14桁の数字)を記入。 継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入 注) 適用除外の場合は「-」を記入	現場代理人名	岩槻 花子	安全衛生責任者名		
	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	岩槻 花子	
下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)	主任技術者名	専任 岩槻 花子 非専任	雇用管理責任者名		
	資格内容	一級土木施工管理技士	専門技術者名		
下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)	一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	
	主任技術者の資格を具体的に記入		外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無	
下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)	1号特定技能外国人：出入国管理及び難民指定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者 外国人建設就労者：出入国管理及び難民指定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの 外国人技能実習生：出入国管理及び難民指定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む		下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)		
下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)			下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※) 専門技術者の資格を具体的に記入(※) 例) 一級建築施工管理技士 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)		

部分、建設業法で定められた記載事項
説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等が置かれない場合もあるので、その際は記載不要です。

【注意事項】
1) 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
2) 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
3) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律(令和元年法律第9号。)により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者等記号・番号について、健康保険事業又はこれに関連する事務の執行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制度」の規定が施行されました。これにより、技術者確認において保険証の写しを求める際には、あらかじめ相手方に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しを受ける必要があります。

作 業 (4

事業所の名称
・現場ID _____

 所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな		職種	※	生年月日		健康保険	
	氏名				年齢	年金保険		
	技能者ID					雇用保険		
1	よの さぶろう	与野 三郎	土木	現 ↑	◇◇年 ◇月◇◇日	健康保険組合	/	
	◇◇歳				厚生年金			
						↑	DDDD	
<p>【※印欄】 ・次の記号を記載</p> <p>現 …現場代理人 作 …作業主任者※ 女 …女性作業員 未 …18歳未満の作業員 主 …主任技術者 職 …職長 安 …安全衛生責任者 能 …能力向上教育 再 …危険有害業務・再発防止教育 習 …外国人技能実習生 就 …外国人建設就労者 1特…1号特定技能外国人</p>				<p>【健康保険欄】 ・健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等）を記載。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと ・上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。</p> <p>【年金保険欄】 ・年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。 ※基礎年金番号は記載しないこと ・各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。</p> <p>【雇用保険欄】 ・雇用保険欄には、右欄に被保険者番号の下4けたを記載。 ・日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。 ・事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。</p>				
※作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければなりません。								
					年 月 日			
					歳			

員 名 簿

年 月 日(作成)

元請 確認欄	
-----------	--

提出日 年 月 日

一次会社名
・事業者ID _____

(次)会社名
・事業者ID _____

建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
中小企業退職 金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
有	雇入時教育		一級土木施工管理技士	年 月 日
無				年 月 日
【建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済 制度欄】 ・建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済 制度への加入の有無については、それぞれの欄 に「有」又は「無」と記載。				年 月 日
				【教育・資格・免許欄】 ・安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、 建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については 「雇入・職長特別教育」欄に記載。 ・建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格※（例： 登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場 合は、「免許」欄に記載。 ・資格・免許等の写しを添付すること。 ※本人が希望しない場合は記載しない。
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えありません。

【注意事項】
 1) 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
 2) 事業者 ID、現場 ID 及び技能者 ID は建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。
 3) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律（令和元年法律第9号。）により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者等記号・番号について、健康保険事業又はこれに関連する事務の執行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制度」の規定が施行されました。これにより、技術者確認において保険証の写しを求める際には、あらかじめ相手方に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しを受ける必要があります。

参考様式

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

再下請負通知書を作成又は変更した年月日を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の**商号名称**を記入

再下請負通知人の**商号名称及び所在地**を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の**商号名称**を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された**工事名称**とその**具体的内容**を記入

再下請負通知人が請け負った**建設工事の契約書に記載された工期**を記入

再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った**建設工事の施工に必要な業種に係る許可**を記入

請負契約に係る**営業所の名称**を記入

各保険の**適用を受ける営業所**について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部に行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

（健康保険）協会けんぽにあたっては**事業所の記号（7～8桁の数字）**を記入
健康保険組合にあたっては**組合名**を記入
（厚生年金保険）**事業所整理記号及び事業所番号**を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入
（雇用保険）**労働保険番号（14桁の数字）**を記入。継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入
注）適用除外の場合は「-」を記入

再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた**監督員**の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた**現場代理人**の氏名を記入（※）

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民指定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者
外国人建設就労者：出入国管理及び難民指定法別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、**国土交通大臣が定めるもの**
外国人技能実習生：出入国管理及び難民指定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者
当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

直近上位
注文者名 ○○建設株式会社

【報告下請負業者】

注 所 さいたま市△△区△△町
△-△-△

元請名称・事業者ID ○○建設株式会社

会社名・事業者ID △△土木株式会社

代表者名 △△ △△

《自社に関する事項》

再下請負通知人が請け負った**建設工事の契約書に記載された契約日**を記入

工事名称及び工事内容	○○街路築造工事 (舗装工1,200㎡、植栽工 高木80本)		
工 期	自 令和 3年 7月 1日	注文者との契約日	令和 3年 6月 30日
	至 令和 4年 2月 18日		

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	舗装工事業	大臣 特定 知事 一般 第 6789 号	○○年 ○月 ○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	<input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入 適用除外	<input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入 適用除外	<input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入 適用除外	<input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		△△土木株式会社	LLLL	MMMMMMMM	NNNN-NNNNN-N

監督員名	岩槻 花子	安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	岩槻 花子
現場代理人名	岩槻 花子	雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	専門技術者名	
主任技術者名	専任 岩槻 花子 非専任	資格内容	
資格内容	一級土木施工管理技士	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
--------------------	--	-------------------	--	-------------------	--

再下請負通知人が置いた**安全衛生責任者**の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた**安全衛生推進者**の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた**主任技術者**の氏名及び専任・非専任の別を記入（※）
主任技術者の資格を具体的に記入

再下請負通知人が置いた**雇用管理責任者**の氏名を記入（※）

再下請負通知人が置いた**専門技術者**の氏名を記入（※）
専門技術者の**資格**を具体的に記入（※）
例）一級建築施工管理技士
専門技術者が**担当する工事内容**を具体的に記入（※）

再下請負通知書の記載例

再下請負人の商号名称及び所在地を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入

《再下請負関係》
再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	<input type="checkbox"/> 造園有限会社	代表者名	〇〇 〇〇
住所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 さいたま市〇〇区〇〇町〇-〇		
電話番号	(Tel. 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称及び工事内容	〇〇街路築造工事 (植栽工事 高木80本)		
工期	自 令和 3年 8月 1日	契約日	令和 3年 7月 31日
	至 令和 4年 1月 31日		

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	造園工事業	大臣(知事) 特定(一般) 第 〇〇〇号	〇〇年 〇月 〇〇日
	工事業	大臣(知事) 特定(一般) 第 号	年 月 日

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外	(加入) 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		〇〇造園有限会社	AAAA	BBBBBBBB	CCCC-CCCCC-C

(健康保険) 協会けんぽにあたっては事業所の記号(7~8桁の数字)を記入
健康保険組合にあたっては組合名を記入
(厚生年金保険) 事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入
(雇用保険) 労働保険番号(1.4桁の数字)を記入。継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入
注) 適用除外の場合は「-」を記入

現場代理人名	常盤 大輔	安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法	約款記載のとおり	安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任(非専任) 常盤 大輔	雇用管理責任者名	
資格内容	一級造園施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)

再下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	(有) 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	(有) 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	(有) 無
--------------------	-------	-------------------	-------	-------------------	-------

主任技術者の資格を具体的に記入

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民指定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者
外国人建設就労者：出入国管理及び難民指定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの
外国人技能実習生：出入国管理及び難民指定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者
当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

再下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)
専門技術者の資格を具体的に記入(※)
専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

部分(青枠)は、建設業法で定められた記載事項
説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等が置かれない場合もあるので、その際は記載不要です。

注意事項

- 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律(令和元年法律第9号)により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者等記号・番号について、健康保険事業又はこれに関連する事務の執行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制度」の規定が施行されました。これにより、技術者確認において保険証の写しを求める際には、あらかじめ相手方に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しを受ける必要があります。

参考様式

作成建設業者が発注者と締結した
契約書に記載された工期を記入

施工体系図(作成例)

発注者名	さいたま市〇〇局〇〇部〇〇課
工事名称	〇〇街路築造工事

工期	自 令和 3年 6月 1日
	至 令和 4年 3月 18日

元請名・事業者ID	〇〇建設株式会社	作成建設業者の商号名称を記入
監督員名	浦和 太郎	一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)
監理技術者名 主任技術者名	与野 三郎	作成建設業者が置いた監理(主任)技術者の氏名を記入
監理技術者補佐名	—	
専門技術者名	大宮 四郎	元方安全衛生管理者
担当工事内容	とび・土工・コンクリート工事	
専門技術者名		統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者の氏名を記入(※)
担当工事内容		
会長	統括安全衛生責任者	作成建設業者が置いた統括安全衛生責任者の氏名を記入(※)
副会長		

作成建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入(※)
専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

部分は、建設業法で定められた記載事項

説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等が置かれなくてもいい場合があるので、その際は記載不要です。

舗装工事	会社名・事業者ID	△△土木㈱
	代表者名	△△ △△
	許可番号	6789
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	岩槻 花子
	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		工期 令和3年7月1日 ~ 令和4年2月18日
担当工事内容		

造園工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	
専門技術者		工期 令和3年8月1日
担当工事内容		

警備工事	会社名・事業者ID	◎◎警備㈱
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		工期 年月日 ~ 年月日
担当工事内容		

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	
専門技術者		工期 年月
担当工事内容		

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		工期 年月日 ~ 年月日
担当工事内容		

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	
専門技術者		工期 年月
担当工事内容		

- 注意事項**
- 建設業法では施工体制図の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
 - 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については記載不要です。
 - 公共工事で下請負契約をした場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要です。

□□造園術
□□□□
□□□
○一般/特定
常盤 大輔
有・○無
日～令和4年1月31日

工 事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専 門 技 術 者	
担当工事 内 容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専 門 技 術 者	
担当工事 内 容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

一般 / 特定
有・無
日 ~ 年 月 日

工 事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専 門 技 術 者	
担当工事 内 容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専 門 技 術 者	
担当工事 内 容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

一般 / 特定
有・無
日 ~ 年 月 日

工 事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専 門 技 術 者	
担当工事 内 容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

下請負人が請け負った建設工事の**具体的内容**を記入

下請負人の**商号名称**を記入

下請負人の**代表者名**を記入

下請負人の**許可番号**を記入 (※)
特定建設業 or **一般建設業**を明示 (※)

下請負人が置いた**安全衛生責任者**の氏名を記入 (※)

下請負人が置いた**主任技術者**の氏名を記入 (※)

下請負人が置いた**専門技術者**の氏名及び担当する**工事内容**を具体的に記入 (※)

下請負人が請け負った**建設工事の契約書に記載された工期**を記入



令和5年4月改定

さいたま市 建設局 技術管理課